

系統信用事業の現状と 農林中央金庫の役割

日本の農林水産業を取り巻く環境,
JAバンクシステム・JFマリンバンクの運営状況,
当金庫の役割や系統組織の
事業活動について紹介しています。

系統組織と系統信用事業	56
系統セーフティネット	60
JAバンクシステムの運営	62
JFマリンバンクの運営	67
森林組合系統の取組み	70

系統組織と系統信用事業

全国を網羅する系統信用事業は、農林水産業の発展に寄与し、地域のみなさまの暮らしをバックアップします。

系統組織と系統信用事業

各市町村の協同組合を基盤とし、都道府県段階、そして全国段階にいたる各協同組織の信用事業の仕組みを系統信用事業と呼んでいます。

私たちの協同組織は、貯金や貸出などの業務を行う「信用事業」のほか、農林水産業者に対する事業や生活面での指導を行う「指導事業」、農林水産物の販売や生産資材などの購買を行う「経済事業」、共済などを取り扱う「共済事業」など、さまざまな事業を行っています。

このような幅広い事業を行う、市町村段階の農業協同組合（JA）・漁業協同組合（JF）・森林組合（森組）から、それぞれの事業ごとに組織された都道府県・全国段階の連合会などにいたる協同組織を「系統組織」と呼んでいます。

また、市町村段階のJA・JF（漁協）・都道府県段階の信農連（信用農業協同組合連合会）・信漁連（信用漁業協同組合連合会）および全国段階の当金庫にいたる「信用事業」の仕組みや機能を「系統信用事業」と呼んでいます。

協同組合の事業活動

● JA

JAは、相互扶助の精神のもと、さまざまな事業や活動を総合的に行う組織であり、「農業協同組合法」を根拠に設立されています。主な事業には、組合員の農業経営の改善や生活向上のための指導事業、農産物の集荷・販売や生産資材・生活資材の供給などを行う経済事業、万一の時の備えとな

る生命共済や自動車共済などを扱う共済事業、貯金・ローン・為替などの金融サービスを提供する信用事業などがあります。

全国750のJA（平成20年4月1日現在）が、各地でさまざまな事業や活動を通じて、農業や地域の発展に貢献しています。

● JF（漁協）

JF（漁協）は、漁業者の漁業経営や生活を守っていく協同組合であり、「水産業協同組合法」を根拠法としています。主な事業には、水産資源の管理に関する事業や組合員の経営改善や生産技術向上のための指導事業、組合員の漁獲物・生産物の保管・加工・販売や組合員の事業・生活に必要な物資の供給を行う経済事業、貯金の受入や必要資金の貸出を行う信用事業、組合員向けに生命共済・損害共済を提供する共済事業などがあります。

全国には1,121のJF（漁協）（平成20年4月1日現在）があり、さまざまな活動を通じて漁業や漁村の発展に寄与しています。

なお、信用事業を自ら実施しているJF（漁協）は、全国で172（平成20年7月1日現在）となっています。これらのJF（漁協）に加えて、信漁連の事務委託店舗などとして信用事業を取り扱うJF（漁協）があり、県域全体で「浜の金融」としての機能を提供しています。

● 森組

森組は、「森林組合法」を根拠に設立されている森林所有者の協同組合です。小規模所有者の森林が多くを占めるわが国森林所有構造のなかで小規模所有者をとりまとめる重要な機能を果たしています。

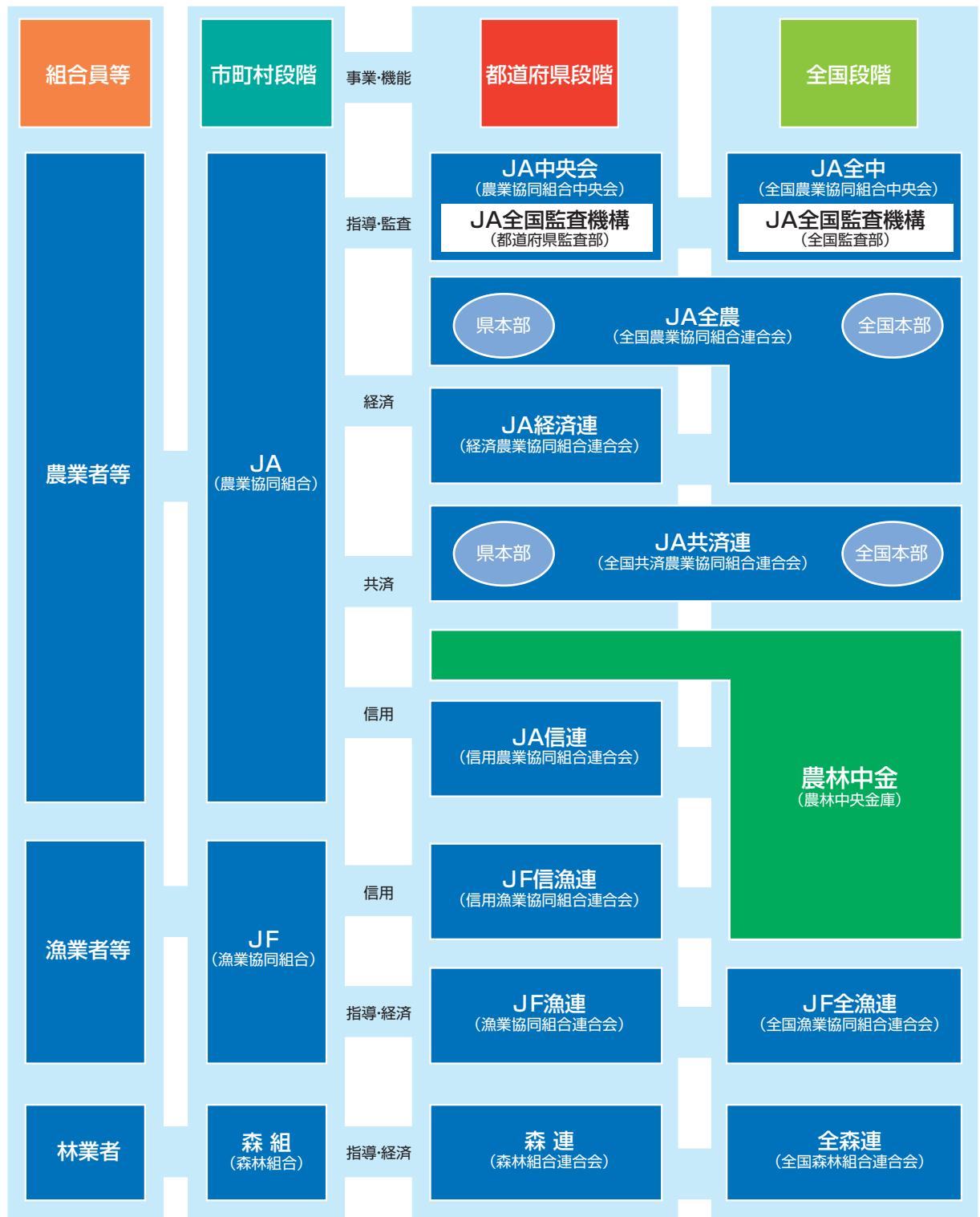
主な事業には、組合員所有林などの植林・下草

刈り・間伐などを行う利用事業, 伐採した木材など林産物の販売を行う販売事業などがあります。

全国726の森組(平成20年4月1日現在)が地域の森林整備の中核的な担い手として, 森林の持

つ多面的機能(国土の保全, 水源のかん養, 生活環境の保全, 保健休養の場の提供, 木材などの林産物の供給など)の発揮に貢献しています。

● 主な系統組織の仕組み



※JAは農業協同組合の略称です。 ※JFは漁業協同組合の略称です。

系統信用事業における 農林中央金庫の位置付け

当金庫は、大正12年に「産業組合中央金庫」として設立され、昭和18年に名称が現在の「農林中央金庫」に改められました。現在は、「農林中央金庫法」を根拠法とする民間金融機関です。

JA・JF(漁協)・森組は、「一人は万人のために、万人は一人のために」を合言葉に、農林水産業者が協同の力で経済的・社会的地位の向上を図ることを目的につくられました。

当金庫は、それらの市町村段階の協同組合と都道府県段階の連合会などを会員(出資団体)とする協同組織の全国金融機関です。また、農林中央金庫法第一条の規定により、会員のみなさまのために金融の円滑を図ることにより農林水産業の発展に寄与し、国民経済の発展に資するという重要な社会的役割を担っています。

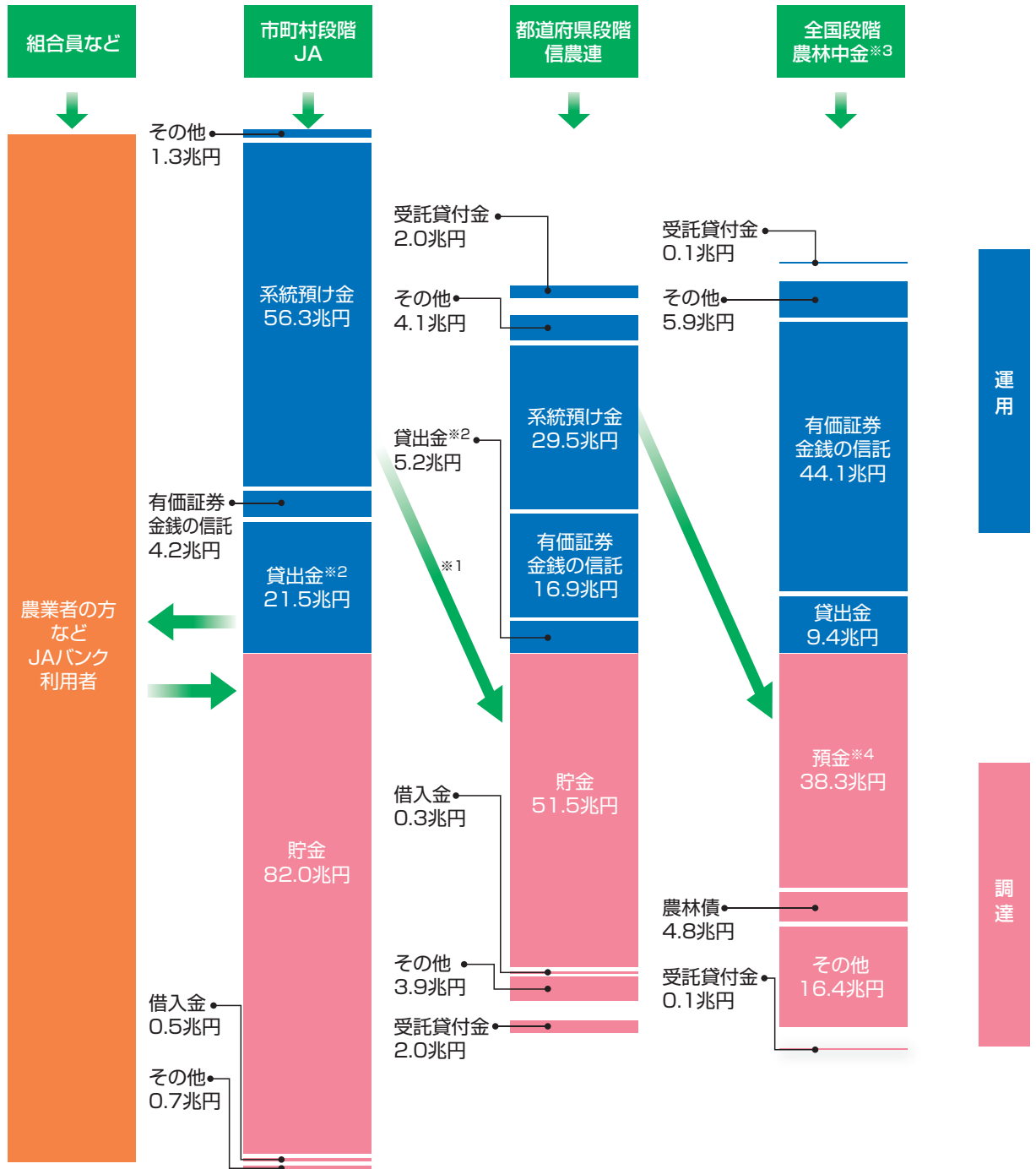
会員のみなさまからの預金(その大部分は、JA・JF(漁協)が組合員などからお預かりした貯金を原資とした預け金)や農林債の発行による調達に加え、市場から調達した資金を、農林水産業者、農林水産業に関連する一般企業、地方公共団体などへの貸出のほか、有価証券投資を行うなど、資金を効率的に運用することにより、会員のみなさまへ安定的に収益を還元するとともに、さまざまな金融サービスを提供しており、これらが協同組織の全国機関としての重要な役割となっています。

農林中央金庫法第一条

農林中央金庫は、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合その他の農林水産業者の協同組織を基盤とする金融機関としてこれらの協同組織のために金融の円滑を図ることにより、農林水産業の発展に寄与し、もって国民経済の発展に資することを目的とする。



● JA系統組織内の資金の流れ(平成20年3月31日現在)



●単位未満を処理した結果、運用と調達の計が一致しない場合があります。
 ※1 一部の県域では、JAが農林中金に直接預金を預け入れる場合もあります。
 ※2 JAおよび信農連の貸出金には金融機関向け貸出金は含んでおりません。
 ※3 農林中金の残高は、海外勘定を除いております。
 ※4 農林中金の預金は、JA系統以外にも、JF(漁協)・森組系統および金融機関などからの預金も含まれます。

系統セーフティネット

JAバンク・JFマリンバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により、セーフティネットを構築しており、組合員・利用者みなさまに一層の安心をお届けしています。

破綻未然防止システム

JAバンク・JFマリンバンクでは、JA・JF(漁協)などの経営破綻を未然に防止するため、独自の制度として破綻未然防止システムをそれぞれ構築しています。

具体的には、(1)個々のJA・JF(漁協)などの経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻にいたらないよう、早め早めに経営改善などを実施、(3)全国で拠出した基金(JAバンクでは「JAバンク支援基金※」、JFマリンバンクでは「JFマリンバンク支援基金※」)などを活用し、個々のJA・JF(漁協)の経営健全性維持のため必要な資本注入などの支援を行います。

※平成19年度末における残高は、JAバンク支援基金1,598億円、JFマリンバンク支援基金234億円となっています。

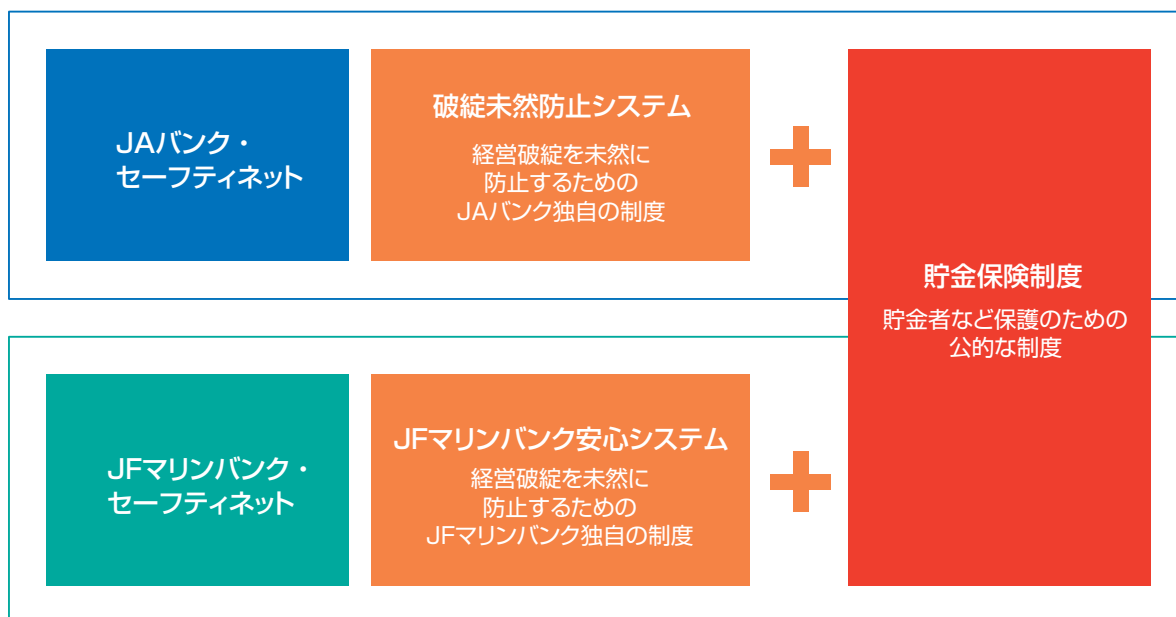
貯金保険制度 (農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金保険制度とは、農水産業協同組合(JA・JF(漁協)など)が貯金などの払出しができなくなった場合などに、貯金者などを保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

貯金保険制度は、「農水産業協同組合貯金保険法」により定められた制度で、政府、日銀、当金庫、信農連、信漁連などの出資により設立された貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)が運営主体となっています。

貯金保険制度の対象となる農水産業協同組合に貯金などを預け入れると、貯金者、農水産業協同組合および貯金保険機構の間で自動的に保険

● 系統セーフティネット



関係が成立します。

平成17年4月1日のペイオフ全面解禁により、保険の対象となる貯金などのうち、決済用貯金（無利息、要求払い、決済サービスを提供できること）に該当するものは全額、それ以外の貯金など

については1農水産業協同組合ごとに貯金者1名あたり元本1,000万円とその利息などの合計額が保護されます。

なお、平成19年度末における貯金保険機構責任準備金残高は、2,562億円となっています。

貯金保険制度の対象となる金融機関、貯金等と保護の範囲

■ 対象となる農水産業協同組合

農業協同組合（信用事業を行う組合に限ります）、信用農業協同組合連合会、漁業協同組合（信用事業を行う組合に限ります）、信用漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合（信用事業を行う組合に限ります）、水産加工業協同組合連合会（信用事業を行う連合会に限ります）、農林中央金庫

■ 対象となる貯金等

貯金、定期積金、農林債（保護預かり専用商品に限ります）およびこれらの貯金等を用いた積立・財形貯蓄商品、確定拠出年金の積立金の運用に係る貯金等

■ 貯金等の保護の範囲

貯金等の分類		保護の範囲
貯金保険の対象貯金等	決済用貯金	利息のつかない等の3要件を満たす貯金（注1） 全額保護（恒久処置）
	一般貯金等	決済用貯金以外の貯金（注2） 元本の合計1,000万円までとその利息（注3）等を保護 【1,000万円を超える部分は、農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）】
対象外貯金等	貯金保険の対象外貯金 外貨貯金、譲渡性貯金、農林債（保護預かり専用商品以外の商品）等	保護対象外 【破綻農水産業協同組合の財産の状況に応じて支払われます（一部カットされることがあります）】

注1 「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3要件を満たすもの。

注2 納税準備貯金、貯金保険の対象貯金を用いた積立・財形貯蓄商品も該当します。

注3 定期積金の給付補填金も利息と同様保護されます。

JAバンクシステムの運営

JAバンク会員であるJA, 信農連, 当金庫は, 一体的に事業運営を行っています。
これを「JAバンクシステム」と呼び, みなさまに一層信頼され, 利用される金融機関を目指します。

JAバンクとは



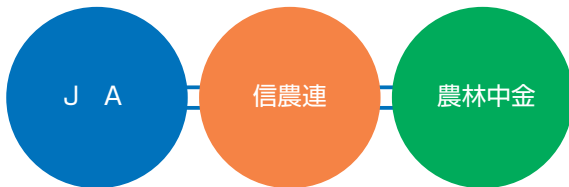
● JAバンクはグループの名称

「JAバンク」とは, 全国に民間最大級の店舗網を展開している, JA・信農連・当金庫(JAバンク会員)により構成された, 実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称です。

JAバンク会員数は, 平成20年7月1日現在, JA765, 信農連38, 当金庫の合計804となっています。

● JAバンク

JA, 信農連, 農林中央金庫 (JAバンク会員) で構成されるグループの名称



※JAバンク会員数：804(平成20年7月1日現在)

JAバンクシステム

● JAバンク会員が一体的に取り組む仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために, 「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に基づき, JAバンク会員総意のもと「JAバンク基本方針」を策定しています。この「JAバンク基本方針」に基づき, JA・信農連・当金庫が一体的に事業運営に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は, JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と, スケールメリットときめ細かい顧客接点を活かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業推進」の2つの柱で成り立っています。

● JAバンクの信頼性確保に向けた取組み

JAバンクでは「破綻未然防止システム」により、全JAバンク会員から経営管理資料の提出を受け、一定の基準に該当したJAなどの経営内容を点検することによって、問題を早期に発見し、行政の早期是正措置よりも早い段階で経営改善に向けた指導を行っています。

また、JAバンク支援協会には、全国のJAバンク会員などの拠出により「JAバンク支援基金」が設置され、JAバンク会員は、同協会から必要に応じて、資本注入など必要なサポートを受けることができます。

こうした取組みを通じ、組合員・利用者から一層信頼されるJAバンクの確立に努めています。

なお、JA・信農連・当金庫は、公的制度である貯金保険制度の対象となっています。

● 金融サービス提供の充実・強化に向けた取組み

JAバンクでは、経営・事業の総合的戦略である「JAバンク中期戦略(平成19～21年度)」に基づき、わが国有数の規模を有している顧客基盤のさらなる拡充と、きめ細かい金融サービスの提供を目指して、JA・信農連・当金庫が一体性をより強化して事業推進に取り組んでいます。

具体的には、組合員・利用者のニーズに適切に

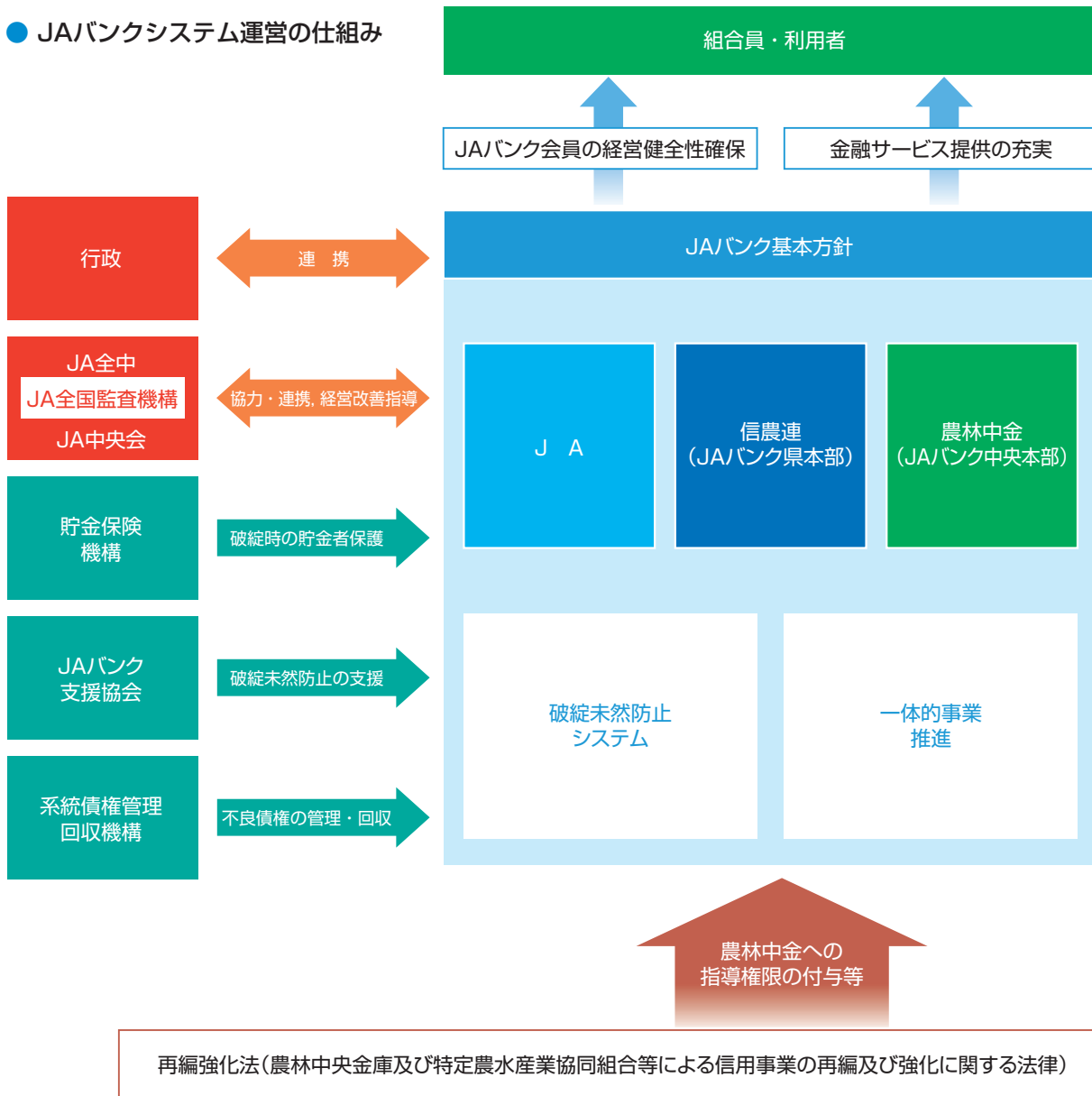
対応できるよう、経営・業務の効率化を進めつつ、農業担い手支援、年金受給へのサービス充実、次世代への農地などの資産承継のための相続遺言関連業務のほか、三菱UFJフィナンシャル・グループとのリテール分野に関する戦略的業務提携により平成18年10月より発行しているJAカード(クレジットカード)を中心に新たなカードビジネスに取り組んでいます。加えて、セブン銀行とのATM入金の提携を開始しました。

また、当金庫が運営を担っているJAバンクの全国統一電算システム(JASTEMシステム)については、全国で共通のサービスを提供できるインフラとして、引き続き系統信用事業の運営に必要な機能の具備に向けた取組みなどを通じ、組合員・利用者の利便性向上に努めています。

なお、JASTEMシステムは平成22年1月からの次期システムへの移行を予定しており、適切なリスク管理のもとで計画どおり取組みを進めています。

こうした取組みのほか、偽造・盗難キャッシュカードなどの金融犯罪防止にかかる対応やディスクロージャー(情報開示)の拡充などについても積極的に取り組み、組合員・利用者みなさまに、より一層便利で安心な商品・サービスをご提供し、選ばれる金融機関であり続けるよう努めています。

● JAバンクシステム運営の仕組み



系統団体および組合金融の動き

● 農業情勢

世界的な穀物の需給逼迫を背景に食糧需給バランスは過剰から不足の時代に変化しています。新たな貿易自由化のルールづくりを目指すWTO農業交渉では、平成20年2月に議長テキストの改訂版が提示され、関税削減率などの数値を含むモダリティ(各国共通に適用される保護削減の基準)の合意を目指した交渉が続いています。二国・地域間の関税撤廃などを目指すEPA・FTA交渉は、東南アジアを中心に5カ国とEPAを締結し、4つの国・地域(ASEAN)と合意に達したところ です。

国内では、「米政策改革大綱」のもと、米の需給に関して農業者団体が主体となる新たな需給調整システムに移行したところですが、過剰作付けに伴う平成19年産米の価格下落を受けて政府による米緊急対策が打ち出されました。また、畜産・酪農分野においても、飼料価格の高騰を踏まえた緊急対策を含む予算措置がなされ、今後の追加対策の検討方向が示されたところ です。

JAグループでは、平成20年産米の生産調整の実効性確保に向けた特別運動を進めるとともに、生産者の経営安定・所得確保を念頭に置いた畜産・酪農対策の要請に取り組むこととしています。また、農業の「担い手」対策に徹底して取り組むべく、「担い手」専任担当者の資質向上、事業対応への強化など、グループをあげて「担い手」の育成と支援に取り組んでいきます。

● JA系統の資金動向

平成19年度のJA貯金は、顧客ニーズに応じた金融サービスの提供などにより、個人貯金を中心として引き続き安定的に残高が増加し、年度末残高は前年度末を2.4%上回る82兆756億円となりました。

JA貸出金は、住宅ローン相談会の開催やキャンペーンの展開などによる住宅ローンを中心とした個人向け貸出金の増加などから、年度末残高は前年同月末を1.8%上回る21兆5,983億円となりました。また、JA有価証券の年度末残高は4兆2,973億円と、年度間で5.6%の減少となりました。

信農連貯金は、JA貯金の安定的推移を受けて増加基調にあり、年度末貯金残高は51兆5,347億円と、年度間で3.0%の増加となりました。

信農連の貸出金は、企業に対する貸出金の増加などにより、年度末残高は5兆2,466億円と、年度間で1.8%の増加となりました。また、信農連の有価証券(金銭の信託を含む)は、年度末残高は16兆9,110億円と、年度間で0.9%の減少となりました。



JA系統信用事業の組織整備

JAグループは、農業・組合員・JAをめぐる環境の変化を受け、組織・事業の合理化・効率化を推進してきました。

当金庫、信農連においても、平成10年6月に「信用事業の組織整備の基本的考え方」をとりまとめで以降、これまで9県信農連（宮城、秋田、山形、福島、栃木、富山、岡山、長崎、熊本）との一部事業譲渡方式による統合を実現しています。

さらに、平成17年度に3県信農連（宮城、岡山、長崎）、平成18年度に1県信農連（秋田）、平成19年度に3県信農連（栃木、山形、富山）と全部事業譲

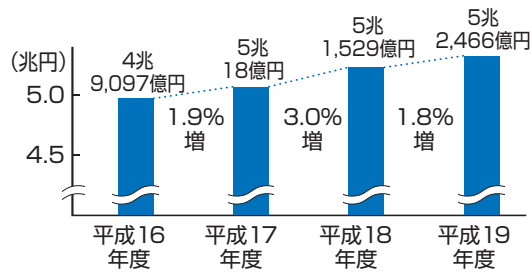
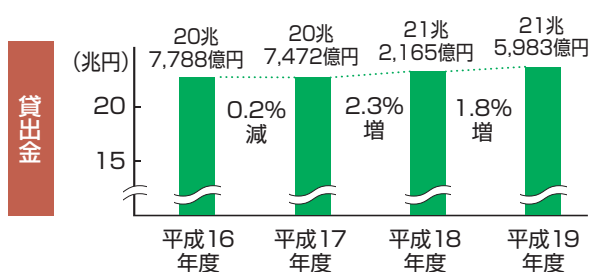
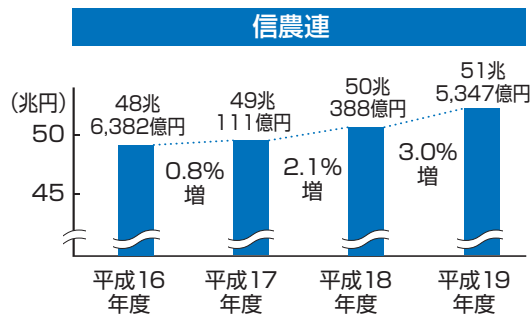
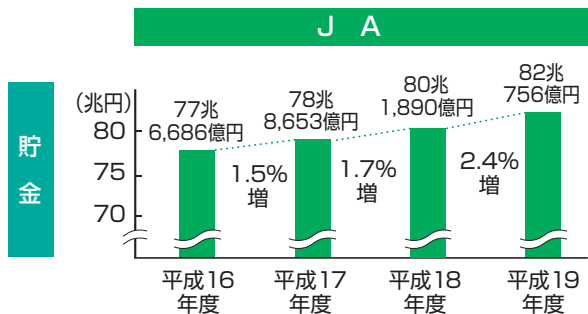
渡を行い、これまで7県域においてJA・信農連・当金庫の3段階組織からJA・当金庫の2段階組織への移行が実現しています。

また、JAが信農連、経済連の権利義務を包括承継した「1県1JA」が、これまで奈良県・沖縄県において実現しています。

このようにJAグループの組織整備が進展するなか、信用事業についても一層の効率化が求められている状況を踏まえ、各県の実情に応じた適切な対応を行っています。

当金庫は、今後も組合員・利用者の期待と信頼にこたえ得る系統信用事業の構築を目指し、JAの機能・体制整備支援や自らの経営の合理化・効率化などに着実に取り組んでいきます。

● 貯金・貸出金の年度末残高



JFマリンバンクの運営

「浜の暮らし」を金融面からサポートし、適切な漁業金融機能を提供しています。

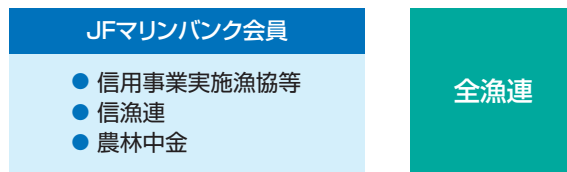
JFマリンバンクとは JFマリンバンク

● JFマリンバンクはグループの名称

JFマリンバンクは、JFマリンバンク会員〔貯金・貸出などの信用事業を営むJF(漁協)、信漁連、当金庫〕および全漁連が運営する全国ネットの金融グループの名称です。

JFマリンバンク会員数は、平成20年7月1日現在、信用事業実施漁協172、信漁連30、当金庫の合計203となっています。

● JFマリンバンク



※JFマリンバンク会員数:203(平成20年7月1日現在)

JFマリンバンクの目指す方向

● JFマリンバンク基本方針

JFマリンバンクは、平成15年1月、再編強化法に基づき「JFマリンバンク基本方針」を制定しました。この「基本方針」は、まずJFマリンバンクが健全性を確保し、適切な業務運営を行うことを通じて、貯金者保護を図ること、次いで事業、組織および経営の改革を行い、組合員・利用者の金融ニーズに適切に対応することを目標としています。

● 破綻未然防止の仕組み

JFマリンバンクでは、ペイオフ全面解禁などの金融情勢の変化を踏まえて、業務運営の適切性と健全性をより一層高める見地から、当金庫や信漁連の指導によって、すべてのJFマリンバンク会員から経営管理資料の提出を受け、その内容を点検し、経営に問題のあるJF(漁協)などを早期発見・早期改善することで破綻を未然に防止し、貯金者に安心してご利用いただける仕組みを構築しています。

● 「信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)」の構築

JFマリンバンクは、地域に密着した漁業金融機能を提供し、浜の暮らしに不可欠な金融機関となっています。そして、わが国金融システムの一員に相応しい経営体制を整備するために、県域内のJF(漁協)・信漁連が一体となって信用事業を行う「一県一信用事業責任体制」の構築を進めてきました。平成19年度までに37県中、35の県域で「一県一信用事業責任体制」の構築を完了しました。

平成17年11月に「JF全国漁協代表者集会」が開催され、平成18年度からの3年間の方針を定める「2006～08 JFグループの事業・組織・経営改革に向けた新運動方針」が決議されました。そのなかで、今後の信用事業運営体制としては、従来からの選択肢であった「一県一漁協を構築すること」や「信用事業を信漁連へ統合する」もしくは「信漁連と漁協との間に再預け転貸制度を導入する」方法に、新たに「県境を越えた信漁連同士の統

合を実現し、広域信漁連を構築する」ことが加えられ、「信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)」が位置付けられました。今後は、これらの4パターンのいずれかの方法により、信用事業を営むこととしています。

JFマリンバンクにおける信用事業の取組みについても、新運動方針に基づき、今後3年間の取組みとして「JFマリンバンク中期事業推進方策」を策定しました。今後も、「浜の金融」の担い手として、信用事業の安定運営を進めるため、県域ごとの「中期経営計画」や「アクションプラン」の策定・

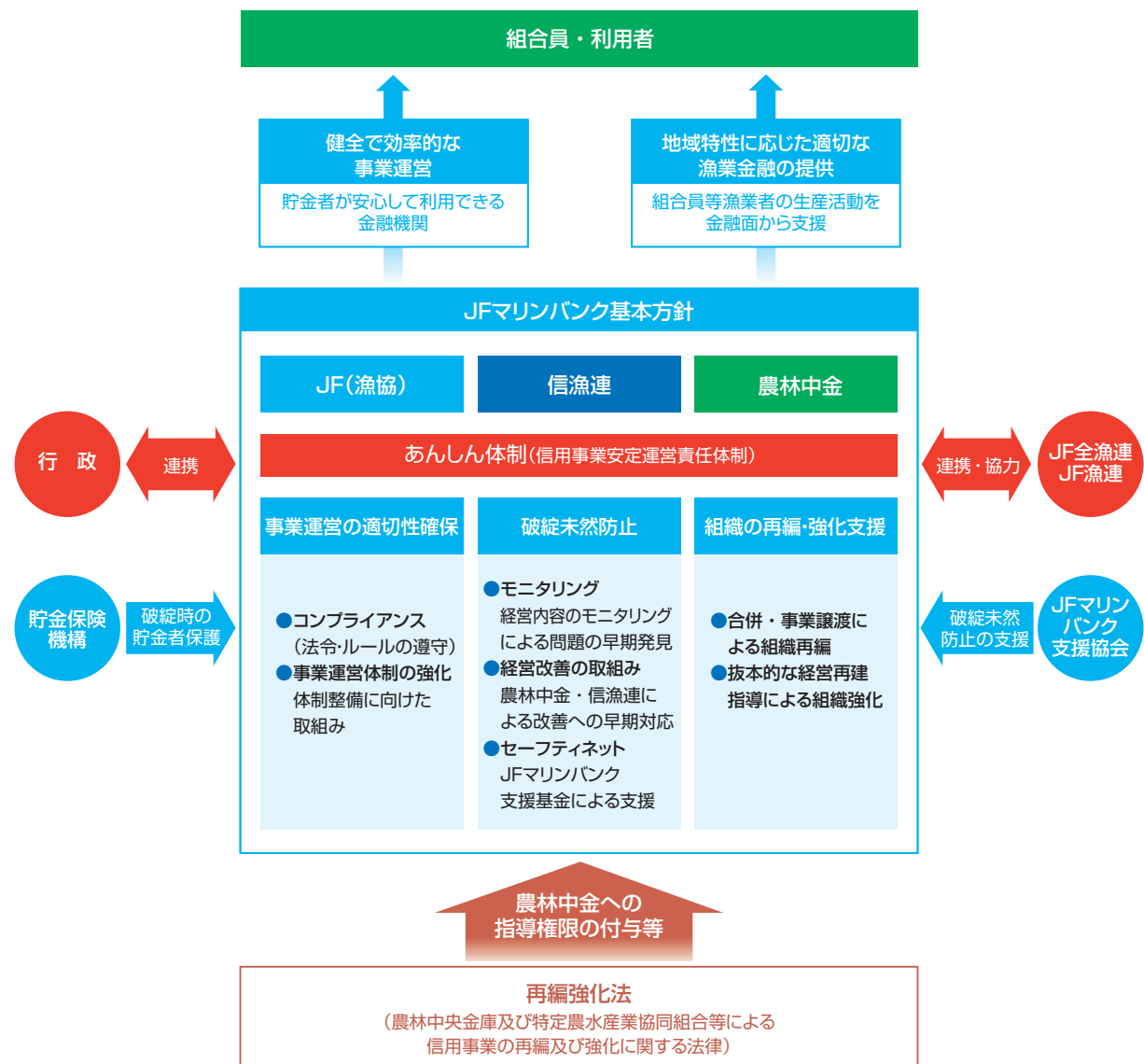
実践を通じて、リスク耐性力の強化やコスト構造の見直しを進めていきます。

こうして、規模の零細性を克服しつつ、地域特性に応じた漁業金融ニーズにこたえていきます。

また、JF(漁協)・信漁連・当金庫の拠出により「JFマリンバンク支援基金」を設置し、組織や事業の改革に関する系統の自発的な取組みを後押しする仕組みも措置されています。

なお、JF(漁協)・信漁連・当金庫は、公的制度である貯金保険制度の対象となっています。

● JFマリンバンク運営の仕組み



系統団体および組合金融の動き

● 水産情勢

漁業情勢については、漁獲量の減少傾向や魚価の低迷、就労者数の減少などに加えて、原油価格の高騰に伴う漁業用燃油の上昇も続き、厳しい漁業経営を一段と圧迫する状況が続いています。また、過去の設備投資に伴う負債が重荷となり、代船取得の再投資も困難となっています。

こうした状況を踏まえ、政府は平成19年度補正予算において、「燃油高騰対策基金事業(102億円)」を措置し、また、平成20年度予算において、効率的かつ安定的な漁業経営を実現するための対策として「漁業経営安定対策事業(52億円)」を措置しました。

水産系統においても、これらを活用しつつ、将来にわたり水産物の安定供給を担う漁業者を育成していくことが期待されています。

● JF(漁協)系統の資金動向

平成19年度の漁協系統貯金は、水揚不振や魚価の低迷などから、年度末残高は2兆2,413億円と年度間で2.1%の減少となりました。

また、漁協系統貸出金残高についても、新規事業資金需要の減退などから、年度末残高は7,105億円と年度間で8.9%の減少となりました。

JF系統信用事業の組織再編

JF系統信用事業は、健全で効率的な経営体制の構築を目的として組織再編に取り組んでいます。

JF系統信用事業の組織再編には、漁協合併とJF(漁協)から信漁連への信用事業譲渡の2種類があります。信用事業実施漁協数は、平成11年度末の875から平成20年4月1日現在には174となり、組合の信用事業再編が進展しています。

一方、信用事業非実施の組合を含めたJF(漁協)全体の数についても、平成19年度に71減少し平成20年4月1日現在で1,121となっており、合併が進んでいます。

今後は、新たな事業運営の枠組みである「信用事業安定運営責任体制(あんしん体制)」のなかで、より強力に組織強化と組織再編に注力していく方針です。

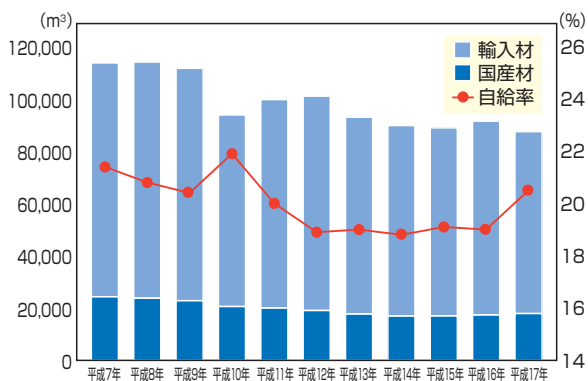
当金庫は、JF系統におけるこのような取組みを支援していきます。

森林組合系統の取組み

林業情勢と系統団体の動き

わが国は、国土の約3分の2を森林が占めており、森林面積は約2,500万haにもおよびます。森林面積の約7割を占める民有林(私有林など)は山村の高齢化・不在村化が進むとともに、施業意欲の低下から間伐などの手入れがなされず荒廃が進んでいます。このため、わが国の森林は戦後に植栽したスギやヒノキなどの人工林が成熟期を迎えつつあるにもかかわらず、その多面的機能を十分に発揮できない状況にあります。

● わが国の木材需要量

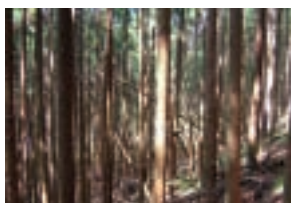


出典：林野庁「木材需給表」

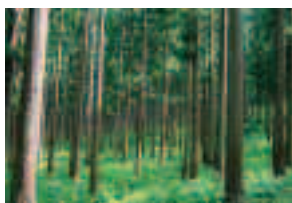
わが国の林業は、木材価格の長期低迷が続いた影響により、林業者などの経営は厳しい情勢が続いてきました。しかし、国内森林資源の蓄積増大と国際的な木材需給の逼迫などにより、国産材への回帰ともいえる動きが出てきました。また、林政においても、二酸化炭素吸収源としての森林機能の充実を目的とした環境面に配慮した施策のみならず、提案型集約化施業や国産材安定供給体制の確立など林業の発展に向けた諸施策が展開されています。

こうしたなか森林組合は、「環境と暮らしを支える森林・林業・山村再生運動」により、(1)団地化による施業コスト引き下げなどを目的とする「施業共同化プロジェクト」、(2)良質の木材の効率的な安定供給を目的とした「国産材安定供給プロジェクト」、(3)信頼され仕事を任せられる組織となるための「経営革新プロジェクト」の3つの柱による系統運動を展開しています。

平成19年度からは、系統運動と並んで国産材の安定供給を目的とした林野庁事業が足並みを揃えて実施されており、当金庫としても森林系統の自立的な経営基盤の強化に向けて、系統運動に対してより一層のサポートを行っていきます。



間伐などの手入れがされず荒廃した森林



間伐などの実施により整備の行き届いた森林

